

堺市公報 第436号	令和8年10月23日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

<告示>

○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	14
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	17
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	19
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	20
○道路法に基づく市道路線の認定について	
【建設局土木部路政課】	21
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	23
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業創造課】	25
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業創造課】	27
○建築基準法第86条の5第4項に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	28
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	30
○道路法第39条の2第7項の規定に基づく公告	
【建設局土木部路政課】	30

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】…………… 43

告 示

堺市告示第352号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市北区金岡町1304番1の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

~~~~~

## 堺市告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその

例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

| 名称          | 所在地                            | 指定年月日    |
|-------------|--------------------------------|----------|
| こふメンタルクリニック | 堺市西区上野芝町3-3-24 上野芝メディカルシティ201号 | 令和8年9月1日 |

2 薬局

| 名称       | 所在地           | 指定年月日    |
|----------|---------------|----------|
| スギ薬局堺蔵前店 | 堺市北区蔵前町3-6-68 | 令和8年9月1日 |

3 訪問看護

| 名称              | 所在地                              | 指定年月日    |
|-----------------|----------------------------------|----------|
| むぎ訪問看護ステーション    | 堺市中区深井沢町3220 エヌエムキャラントサルクサウス1F-B | 令和8年9月1日 |
| 訪問看護はーとけあ紬      | 堺市北区蔵前町1-2-12                    | 令和8年9月1日 |
| 訪問看護ステーションつつじ   | 堺市北区東浅香山町1-139-2                 | 令和8年9月1日 |
| ハルノオカ訪問看護ステーション | 堺市西区浜寺諏訪森町西1-14-6                | 令和8年9月1日 |

堺市告示第354号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平

成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

| 名称           | 変更前の所在地             | 変更後の所在地                    | 変更年月日    |
|--------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 結び訪問看護ステーション | 堺市北区北花田町3-33-16-203 | 堺市北区北花田町3-34-3 アンメゾン北花田301 | 令和8年8月7日 |

堺市告示第355号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類  | 事業所名称                  | 所在地             | 休止年月日    |
|--------|------------------------|-----------------|----------|
| 居宅介護支援 | フェリーチェ けやき通り ケアプランセンター | 堺市堺区北三国ヶ丘町5-2-1 | 令和8年9月1日 |

|              |                        |                |          |
|--------------|------------------------|----------------|----------|
| 福祉用具貸与       | 福祉用具サービス<br>SHOW J I N | 堺市美原区多治井116-11 | 令和8年7月1日 |
| 特定福祉用具販売     | 福祉用具サービス<br>SHOW J I N | 堺市美原区多治井116-11 | 令和8年7月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 福祉用具サービス<br>SHOW J I N | 堺市美原区多治井116-11 | 令和8年7月1日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | 福祉用具サービス<br>SHOW J I N | 堺市美原区多治井116-11 | 令和8年7月1日 |

## 堺市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類          | 変更前の名称             | 変更後の名称   | 所在地              | 変更年月日        |
|----------------|--------------------|----------|------------------|--------------|
| 訪問介護           | オレンジヘルパー<br>ステーション | G R 訪問介護 | 堺市西区草部111<br>8-3 | 令和8年8月<br>1日 |
| 介護予防訪問<br>サービス | オレンジヘルパー<br>ステーション | G R 訪問介護 | 堺市西区草部111<br>8-3 | 令和8年8月<br>1日 |

## 堺市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類          | 名称                     | 変更前の所在地                              | 変更後の所在地                             | 変更年月日         |
|----------------|------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 訪問介護           | 愛らんど                   | 堺市中区八田北町4<br>95-3-103                | 堺市中区土塔町300<br>1                     | 令和8年5月<br>26日 |
| 介護予防訪問<br>サービス | 愛らんど                   | 堺市中区八田北町4<br>95-3-103                | 堺市中区土塔町300<br>1                     | 令和8年5月<br>26日 |
| 居宅介護支援         | I K O I ケアプ<br>ランセンター堺 | 堺市中区深井沢町3<br>159 フォレストイ<br>ンサイド深井401 | 堺市中区土師町3<br>-32-34                  | 令和8年8月<br>1日  |
| 介護予防支援         | I K O I ケアプ<br>ランセンター堺 | 堺市中区深井沢町3<br>159 フォレストイ<br>ンサイド深井401 | 堺市中区土師町3<br>-32-34                  | 令和8年8月<br>1日  |
| 訪問看護           | 訪問看護ステー<br>ションこうせん     | 堺市西区菱木1-2<br>336-19-2                | 堺市中区土師町2<br>-3-1-203                | 令和8年8月<br>1日  |
| 介護予防訪問<br>看護   | 訪問看護ステー<br>ションこうせん     | 堺市西区菱木1-2<br>336-19-2                | 堺市中区土師町2<br>-3-1-203                | 令和8年8月<br>1日  |
| 訪問看護           | 訪問看護ステー<br>ションココル      | 堺市西区鳳中町3<br>-66-3                    | 堺市西区鳳中町2<br>-31-4 G R E<br>E N 鳳101 | 令和8年8月<br>1日  |
| 介護予防訪問<br>看護   | 訪問看護ステー<br>ションココル      | 堺市西区鳳中町3<br>-66-3                    | 堺市西区鳳中町2<br>-31-4 G R E<br>E N 鳳101 | 令和8年8月<br>1日  |

|          |              |                     |                            |          |
|----------|--------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 訪問看護     | 訪問看護ステーション涼  | 堺市西区北条町2-5-28       | 堺市西区上野芝向ヶ丘町5-19-10         | 令和8年6月2日 |
| 介護予防訪問看護 | 訪問看護ステーション涼  | 堺市西区北条町2-5-28       | 堺市西区上野芝向ヶ丘町5-19-10         | 令和8年6月2日 |
| 訪問看護     | 結び訪問看護ステーション | 堺市北区北花田町3-33-16-203 | 堺市北区北花田町3-34-3 アンメゾン北花田301 | 令和8年8月7日 |
| 介護予防訪問看護 | 結び訪問看護ステーション | 堺市北区北花田町3-33-16-203 | 堺市北区北花田町3-34-3 アンメゾン北花田301 | 令和8年8月7日 |

堺市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名          | 所在地                 | 指定年月日    |
|-------|---------------|---------------------|----------|
| 阪井 俊彦 | ヒマワリ鍼灸整骨院岸和田院 | 岸和田市田治米町305-1 A棟201 | 令和8年9月1日 |

2 はり・きゅう

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|-----|-------|
|-----|------|-----|-------|

|       |               |                              |           |
|-------|---------------|------------------------------|-----------|
| 日野 優志 | 優信ひの鍼灸院       | 堺市堺区海山町3-145-2<br>川庄マンション102 | 令和8年8月24日 |
| 阪井 俊彦 | ヒマワリ鍼灸整骨院岸和田院 | 岸和田市田治米町305-1<br>A棟201       | 令和8年9月1日  |

~~~~~

堺市告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776402352
事業所名称	らいふパレットケアプランセンター
事業所所在地	堺市南区深阪南216番地 ハイッ深阪南 I 202
指定の申請者	らいふパレットプラス株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区深阪南216番地 ハイッ深阪南 I 202
代表者名	辻野やす子
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776402378
事業所名称	ケアプランセンターみはら
事業所所在地	堺市南区三原台二丁6番3-913号
指定の申請者	合同会社光

主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区三原台二丁目6番3-913号
代表者名	山口京子
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776503928
事業所名称	ケアプランセンターあざみ
事業所所在地	堺市北区野遠町615番地5
指定の申請者	アンシャカ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区野遠町615番地5
代表者名	森川良子
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776303980
事業所名称	ケアプランセンタータオ47堺
事業所所在地	堺市西区津久野町3丁目32-19
指定の申請者	合同会社陽葵
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区津久野町三丁目32番19号
代表者名	丸山眞砂夫
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を

同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776004901
事業所名称	c a r e h o u s e パズル
事業所所在地	堺市堺区中向陽町1丁2番6号
指定の申請者	株式会社金漢基
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区宿屋町東一丁2番21号
代表者名	泉原知佐
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776104537
事業所名称	訪問介護 咲良
事業所所在地	堺市中区八田西町二丁4-4
指定の申請者	合同会社インフィニティ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区八田西町二丁4-4
代表者名	植田真斗
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776004893
事業所名称	ケアリッツ堺東
事業所所在地	堺市堺区南花田口町2-3-10 サザンクレスト堺東803

指定の申請者	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
主たる事務所の所在地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
代表者名	宮本剛宏
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776201853
事業所名称	ケアセンターおりおり初芝
事業所所在地	堺市東区野尻町321番地1
指定の申請者	株式会社ククナ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町1467番地1
代表者名	段しのぶ
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776201846
事業所名称	デイサービスばある
事業所所在地	堺市東区日置荘原寺町97-3
指定の申請者	一般社団法人福祉創造助成事業団
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘原寺町97-3
代表者名	田中真也
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776402360
事業所名称	ジャパンライフサポート堺

事業所所在地	堺市南区深阪南2682-2 4号室
指定の申請者	株式会社ヒューマンアソシエイト
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番17号
代表者名	森敦志
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303998
事業所名称	ライフサポートRUN
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西4-523-13 フレグランス浜寺船尾101
指定の申請者	株式会社RUN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町西四丁523-13-101
代表者名	富山真
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776402360
事業所名称	ジャパンライフサポート堺
事業所所在地	堺市南区深阪南2682-2 4号室
指定の申請者	株式会社ヒューマンアソシエイト
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番17号
代表者名	森敦志
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776303998
-----------	------------

事業所名称	ライフサポートRUN
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西4-523-13 フレグランス浜寺船尾101
指定の申請者	株式会社RUN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町西四丁523-13-101
代表者名	富山真
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

堺市告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776402360
事業所名称	ジャパンライフサポート堺
事業所所在地	堺市南区深阪南2682-2 4号室
指定の申請者	株式会社ヒューマンアソシエイト
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番17号
代表者名	森敦志
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303998
事業所名称	ライフサポートRUN
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西4-523-13 フレグランス浜寺船尾101
指定の申請者	株式会社RUN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町西四丁523-13-101
代表者名	富山真
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776402360
事業所名称	ジャパンライフサポート堺
事業所所在地	堺市南区深阪南2682-2 4号室
指定の申請者	株式会社ヒューマンアソシエイト
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番17号
代表者名	森敦志
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776303998
事業所名称	ライフサポートRUN
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西4-523-13 フレグランス浜寺船尾101
指定の申請者	株式会社RUN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町西四丁523-13-101
代表者名	富山真
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2796200273
事業所名称	愛の家デイサービス堺日置荘北町
事業所所在地	堺市東区日置荘北町三丁1番52号
指定の申請者	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市池浦町四丁目7番18号
代表者名	浅野雅良
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

堺市告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796200273
事業所名称	愛の家デイサービス堺日置荘北町
事業所所在地	堺市東区日置荘北町三丁1番52号
指定の申請者	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府泉大津市池浦町四丁目7番18号
代表者名	浅野雅良
指定年月日	令和8年10月1日

サービスの種類	認知症対応型通所介護
---------	------------

介護保険事業所番号	2796100465
事業所名称	花デイサービス
事業所所在地	堺市中区深井水池町3226
指定の申請者	有限会社福泉
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市阿倍野区文の里四丁目1番3号
代表者名	花谷朋利
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2796100457
事業所名称	エントレリハワンディ
事業所所在地	堺市中区学園町2-20
指定の申請者	株式会社高瀬
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目6番19-801号
代表者名	高瀬渉市
指定年月日	令和8年10月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

~~~~~

### 堺市告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                  | 医療機関所在地                                  | 種別     | 指定年月日    |
|------------------------|------------------------------------------|--------|----------|
| こふメンタルクリニック            | 堺市西区上野芝町3-3-24<br>上野芝メディカルシティ201号        | 病院・診療所 | 令和8年9月1日 |
| アカカベ薬局 晴美台店            | 堺市南区晴美台2-1-2<br>1階                       | 薬局     | 令和8年8月1日 |
| スギ薬局 堺蔵前店              | 堺市北区蔵前町3丁6-68                            | 薬局     | 令和8年9月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>ほのか      | 堺市北区百舌鳥赤畑町1-8-4                          | 訪問看護   | 令和8年8月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>Nine堺    | 堺市中区福田484-27 ラ<br>シャンブル福田2号館205号<br>室    | 訪問看護   | 令和8年8月1日 |
| トラストリエゾン訪問<br>看護ステーション | 堺市堺区三宝町3-176 湯<br>谷文化205号室               | 訪問看護   | 令和8年8月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>でいご堺     | 堺市堺区北波止場町12-1                            | 訪問看護   | 令和8年8月1日 |
| 訪問看護は一とけあ<br>紬         | 堺市北区蔵前町1-2-12                            | 訪問看護   | 令和8年8月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>こうせん     | 堺市中区土師町2-3-1-<br>203                     | 訪問看護   | 令和8年9月1日 |
| むぎ訪問看護ステー<br>ション       | 堺市中区深井沢町3220 エヌ<br>エムキャラントサンクサウス<br>1F-B | 訪問看護   | 令和8年9月1日 |
| ハルノオカ訪問看護ス<br>テーション    | 堺市西区浜寺諏訪森町西1-<br>14-6                    | 訪問看護   | 令和8年9月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>つつじ      | 堺市北区東浅香山町1-139<br>-2                     | 訪問看護   | 令和8年9月1日 |

~~~~~

堺市告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
あらたホームクリニック 三国ヶ丘	堺市堺区向陵中町4-3-10 真山ビルディング315号	病院・診療所	令和8年8月1日
ベルランド総合病院	堺市中区東山500-3	病院・診療所	令和8年9月1日
医療法人楠会 なかやまメンタルクリニック	堺市西区津久野町1-20-1 津久野町メディカビル3F	病院・診療所	令和8年9月1日
医療法人圭晃会 すきもと脳神経外科クリニック	堺市南区原山台2-2-1 トナリエ拇・美木多1-15	病院・診療所	令和8年9月1日
サツキ薬局	堺市西区浜寺元町1-10-1	薬局	令和8年4月1日
イオン薬局堺北花田店	堺市北区東浅香山町4-1-12	薬局	令和8年8月1日
はな薬局	堺市堺区向陵中町2-6-10 三国ロイヤルビル103号	薬局	令和8年8月1日
ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	薬局	令和8年8月1日
ウエルシア薬局 堺深井東店	堺市中区深井東町3013	薬局	令和8年9月1日
ウエルシア薬局 深井駅前店	堺市中区深井沢町3292 E S T・昌栄102号室	薬局	令和8年9月1日
ウエルシア薬局 堺諏訪ノ森店	堺市西区浜寺諏訪森町西2-135-2	薬局	令和8年9月1日

ウエルシア薬局 堺大庭寺1号店	堺市南区大庭寺793-4	薬局	令和8年9月1日
ウエルシア薬局 堺長曾根店	堺市北区長曾根町1207-4	薬局	令和8年9月1日
つなぐ薬局	堺市北区北花田町3-26-6	薬局	令和8年9月1日

~~~~~

堺市告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名           | 医療機関所在地                        | 種別   | 変更年月日    |
|-----|-----------------|--------------------------------|------|----------|
| 変更前 | 訪問看護ステーション ココル  | 堺市西区鳳中町3-66-3                  | 訪問看護 | 令和8年8月1日 |
| 変更後 |                 | 堺市西区鳳中町2-31-4<br>GREEN鳳101     |      |          |
| 変更前 | 訪問看護ステーション ぽの   | 堺市中区土師町5-21-2<br>メゾンハイツ信208    | 訪問看護 | 令和8年2月4日 |
| 変更後 |                 | 堺市中区土師町5-21-2<br>メゾンハイツ信202    |      |          |
| 変更前 | エイト訪問看護ステーション 堺 | 堺市堺区向陵中町5-2                    | 訪問看護 | 令和8年6月1日 |
| 変更後 |                 | 堺市堺区向陵中町5-2-20<br>向陵中町テラスハウス   |      |          |
| 変更前 | 結び訪問看護ステーション    | 堺市北区北花田町3-33-16-203            | 訪問看護 | 令和8年8月7日 |
| 変更後 |                 | 堺市北区北花田町3-34-3<br>アンメゾン北花田301号 |      |          |

|     |                |                        |      |                |
|-----|----------------|------------------------|------|----------------|
| 変更前 | 和つみ訪問看護ステーション  | 堺市中区深井沢町3333 澤埜ビル202号  | 訪問看護 | 令和 8 年 8 月 20日 |
| 変更後 |                | 堺市中区東山659ー 1 ジュース森108号 |      |                |
| 変更前 | 訪問看護ステーションひまわり | 堺市堺区東湊 6 ー338          | 訪問看護 | 令和 8 年 9 月 1 日 |
| 変更後 |                | 堺市堺区東湊 3 ー175          |      |                |

堺市告示第 3 6 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から 1 4 日間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整 理 番 号 別紙調書のとおり
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 起 点 終 点 別紙調書のとおり
- 4 重 要 な 経 過 地 別紙調書のとおり

別紙

市道路線認定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名      | 起 点<br>終 点                                 | 重要な経過地 | 付 記                |
|----------|------------|--------------------------------------------|--------|--------------------|
| ニ287     | 西湊17号線     | 堺区西湊町3丁157番1地先<br>堺区西湊町3丁158番25地先          |        | 開発に伴う寄付            |
| キ473     | 北野田230号線   | 東区北野田553番9地先<br>東区北野田553番6地先               |        | 〃                  |
| ホ593     | 菩提226号線    | 東区菩提町5丁123番3地先<br>東区菩提町5丁123番10地先          |        | 〃                  |
| ク365     | 草部235号線    | 西区草部204番30地先<br>西区草部204番30地先               |        | 〃                  |
| ハ1078    | 浜寺諏訪森中18号線 | 西区浜寺諏訪森町中3丁241番52地先<br>西区浜寺諏訪森町中3丁241番48地先 |        | 〃                  |
| ト297     | 陶器北74号線    | 中区陶器北703番9地先<br>中区陶器北703番18地先              |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| ノ134     | 野尻68号線     | 東区野尻町241番10地先<br>東区野尻町237番36地先             |        | 〃                  |
| フ750     | 鳳中72号線     | 西区鳳中町1丁10番67地先<br>西区鳳中町1丁10番73地先           |        | 〃                  |
| ホ605     | 上89号線      | 西区上216番11地先<br>西区上216番6地先                  |        | 〃                  |

~~~~~

堺市告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

市道路線区域決定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
≡287	西湊17号線	堺区西湊町3丁157番1地先 堺区西湊町3丁158番25地先	4.70	22.70	
≠473	北野田230号線	東区北野田553番9地先 東区北野田553番6地先	4.70	22.17	
♠593	菩提226号線	東区菩提町5丁123番3地先 東区菩提町5丁123番10地先	4.70	47.27	
♣365	草部235号線	西区草部204番30地先 西区草部204番30地先	5.70	36.26	
△1078	浜寺諏訪森中18号線	西区浜寺諏訪森町中3丁241番52地先 西区浜寺諏訪森町中3丁241番48地先	4.70	33.07	
⌋297	陶器北74号線	中区陶器北703番9地先 中区陶器北703番18地先	6.70	112.41	
/134	野尻68号線	東区野尻町241番10地先 東区野尻町237番36地先	4.70	51.34	
♠750	鳳中72号線	西区鳳中町1丁10番67地先 西区鳳中町1丁10番73地先	4.70	16.94	
♠605	上89号線	西区上216番11地先 西区上216番6地先	5.70	26.78	

公 告

堺市公告第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス堺下田店

堺市西区下田町68番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年6月10日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,371平方メートル

- 6 駐車場の収容台数
54台

- 7 駐輪場の収容台数
129台

- 8 荷さばき施設の面積
32平方メートル

- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.06立方メートル

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	9時00分	20時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
8時30分から21時00分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
6時00分から21時00分まで

- 14 届出年月日
令和8年10月9日

~~~~~

## 堺市公告第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス青南台店  
堺市美原区青南台二丁目1197番249

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称            | 住 所                |
|---------------------------|--------------------|
| 株式会社コスモス薬品<br>代表取締役 横山 英昭 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 |

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年6月10日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,357平方メートル

## 6 駐車場の収容台数

53台

## 7 駐輪場の収容台数

118台

## 8 荷さばき施設の面積

32平方メートル

## 9 廃棄物等の保管施設の容量

6.88立方メートル

## 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者    | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|------------|-------|--------|
| 株式会社コスモス薬品 | 9時00分 | 20時50分 |

## 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

## 12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所

## 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

## 14 届出年月日

令和8年10月9日

~~~~~

堺市公告第592号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和8年10月7日 堺建安第E-7号
- 2 対象区域 堺市西区家原寺町二丁1番1

~~~~~

堺市公告第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区鳳南町五丁677番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市住吉区長居東四丁目11番4号  
株式会社富士木材  
代表取締役 井上 晴樹

~~~~~

堺市公告第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区草部219番1、219番4から219番9まで及び地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高石市西取石六丁目3番9号

さくらホーム株式会社

代表取締役 蔵田 博

~~~~~

堺市公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区東八田340番2及び340番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区堀上町405番地

浅尾 文男

~~~~~

堺市公告第596号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 入札の概要

(1) 入札対象施設等

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に定める自動車駐車場。

アスファルト舗装で平面利用の時間貸自動車駐車場（コインパーキング）とする。

ただし、全駐車台数の半数を限度に、月極駐車場とすることができるが、車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とする。

(2) 道路の占用の場所

① 所在地 大阪府堺市中区深井清水町地内（深井高架橋高架下）

② 占用面積 3423.10㎡

外周をコンクリートブロックで囲まれた区域（フェンス、コンクリートブロックを含む。）とする。ただし、高架橋の橋脚部分は除く。周囲は府道堺狭山線の車道（幅員約7～10m）・歩道である。

(3) 道路の占用の開始予定時期

令和9年4月1日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

① 高架下における次の確認事項を実施し、異常があった場合は速やかに本市へ報告すること。

- ・橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の確認
- ・高架の道路からの落下物の有無の確認
- ・不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認

② 占用区域内における清掃、除草等の維持管理、その他当該道路の管理上必要と認められる措置を行うこと。

③ 占用区域内の構造物（外周フェンス、橋脚に設置されている排水管、排水構造物、電線管、ハンドホール等）が破損した場合の復旧及び不法占用、不法投棄の対応については、占用者が実施すること。なお、復旧工事が必要な場合は、事前に本市と協議を行うこと。

(5) 認定の有効期間

10年

(6) 占用料の額の最低額

4,867,220円（年額）

(7) 入札占用指針の交付

堺市HP

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/20261023.html>) からダウンロード又は堺市堺区南瓦町3番1号堺市役所高層館18階路政課で交付

2 入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。
- (2) 入札対象施設等のための占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること。
- (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあるものではないこと。
- (4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
 - ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
 - ⑤ 法人税、所得税、消費税、又は地方消費税の滞納があるとき。
 - ⑥ 本市が課税する市税の滞納があるとき。
 - ⑦ 本市入札事務に関して資格停止となっているとき。
 - ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ⑩ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑫ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑬ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認めるとき。
 - ⑭ 設備故障や苦情等に24時間対応が可能なコールセンターを有していないとき。

3 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

表1により、作成すること。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等の

ための道路の占用の許可を行うことの可否を判断する。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがある。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがある。

表1（入札占用計画に関する提出物一覧）

様式	留意事項
入札占用計画（本市指定の様式を使用） （添付図面必要）	① 「占用計画期間」は、10年とすること。 ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載している。また、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となる。 ③ 「添付図面」については様式の下部にある記載要領を参照すること。 ④ 印鑑登録されている印で押印すること。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（本市指定の様式を使用）	① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載すること。 ② 日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載すること。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となるので必ず記載すること。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載すること。
法人概要（本市指定の様式を使用）及び役員名簿（本市指定の様式を使用）	事業の内容、役員の氏名等を記載すること。 なお、個人の場合は、法人概要は不要であり、役員名簿により、氏名、生年月日等を記載すること。
災害等非常時における連絡体制（本市指定の様式を使用）	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図等を記載すること。
暴力団排除に関する誓約書（本市指定の様式を使用）	記載事項を確認の上、氏名等を記載すること。 印鑑登録されている印で押印すること。
堺市税納付状況確認同意書（本市指定の様式を使用）	市外在住の方も必要。日付は入札占用計画と同じ日付を記入すること。 印鑑登録されている印で押印すること。
税務署発行の国税の納税証明書	提出時点で発行後、1か月以内の原本に限る。 提出者が法人の場合は、「その3の3」 個人の場合は、「その3の2」を提出すること。
印鑑証明書	提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。
法人登記履歴事項全部証明書（提出者が法人の場合）	提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。

住民票（提出者が個人の場合）	提出時点で発行後、3か月以内の原本に限る。
----------------	-----------------------

(2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和8年11月17日17時まで【必着】

期限までに以下の提出先に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しない。

② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 072-228-7417（直通）

③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。メール、FAXによる提出は不可。

④ 提出物

表1（入札占用計画に関する提出物一覧）のとおり。

4 入札までの流れ

(1) 担当部局

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 072-228-7417（直通）

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

(2) 入札占用指針現地説明会の開催

① 開催日時

令和8年11月9日（時間は参加申込者へ別途通知）

② 集合場所

参加申込者へ別途通知

③ 参加申込方法

本市指定の様式に必要事項を記載の上、メール又は郵送で申し込むこと。

④ 参加申込期間：令和8年11月4日まで【必着】

※ この説明会に不参加の場合でも、入札占用計画の提出は可能。

(3) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（本市指定の様式を使用）にて質問を受け付ける。

質問書に対する回答は、堺市HP

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/keikaku/genkyo/20261023.html>)にて閲覧に供することとする。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答は行わない。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとする。

② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期間

令和8年10月23日から令和8年12月14日17時まで【必着】

(ただし、入札占用計画の作成に関する質問は令和8年11月12日17時まで【必着】)

(4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、通知する。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知する。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができる。この説明を求める場合は、本市指定の様式に必要事項を記載の上、提出すること。

① 質問書の提出方法

郵送又はメールによるものとする。

② 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 072-228-7417 (直通)

E-mail rosei@city.sakai.lg.jp

③ 質問書の提出期限

令和8年12月11日17時まで【必着】

5 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出すること。

なお、以下の提出期限までに入札書（本市指定の様式を使用）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

① 提出方法

ア 持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。メール、FAXは不可。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）を表記し、提出すること。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参すること。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封すること。

エ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（本市指定の様式を使用）を提出すること。

② 提出期限

持参の場合：令和8年12月21日17時まで

送付の場合：令和8年12月21日【必着】

期限までに以下の提出先に到着しなかった場合にはいかなる理由をもっても受理しない。

③ 提出先

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 企画調整係

電話 072-228-7417（直通）

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその代理人が記載及び押印すること。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(3) 開札日時及び場所

① 日時

令和8年12月23日 14時

② 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課

ア 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関を利用すること。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行う。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行う。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状（本市指定の様式を使用）を提出すること。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(7) 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定する。占用料の額は1年間における占用料の額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとする。

② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ち

に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 落札者決定の通知及び公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知する。また、堺市HPに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札、不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とする。）及び落札額）を公表する。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消す。

また、辞退した者は同一物件に再入札があった場合でも参加はできない。

なお、落札者決定を取り消した場合は、他の入札者を繰り上げて落札者とする。

6 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とする。）等について、路政課に備え付けるとともに、堺市HPに掲載する。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知する。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがある。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要がある。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがある。

(3) 認定の取消し

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消す。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがある。

7 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行うこと。

① 申請窓口

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館18階 堺市 建設局 土木部 路政課 占用係

電話 072-228-7417（直通）

② 申請書類

ア 道路占用許可申請書

イ 認定された入札占用計画

ウ 入札占用計画認定通知（写し）

エ 委任状（代理申請の場合のみ）

オ その他道路管理者が必要であると認める書類（駐車料金表、法第24条申請書）

③ 申請期限

ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行うこと。

イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがある。

(2) 占用許可の条件

① 道路に関する維持管理又は工事を行うため、或いは占用物件の利用状況等確認のため実地調査等する場合は、道路管理者（堺市）が占用区域内に立ち入ることを妨げないとともに、道路管理者の指示に従うこと。

② 本市の道路に関する工事により必要があるときは、直ちに許可を受けた者の費用で本市の指示するとおり占用施設の改築、移転、除却又は原形復旧を行うこと。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

③ 本市が深井高架橋の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時駐車場経営の休業を求める場合がある。

④ 占用者は、占用区域内の日常的な点検・清掃・除草等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

⑤ 占用許可期間満了又は占用許可の取消し等の場合は、期間満了日まで、又は本市が指示する期間内に、占用者の責任において、原状回復措置をとること。ただし、次期公募により決定する占用許可申請者との間で占用物件の譲渡等について協議が整う場合は、占用物件の残置を認める場合がある。なお、当該譲渡等については当事者間で協議するものとし、本市は一切関与しない。

- ⑥ 次期公募がない場合、本市と占有者との間で協議が整えば、アスファルト舗装、防護柵等の占有物件の一部について残置を認める場合がある。
- ⑦ 占有許可期間満了又は占有許可の取消し等の際は、事前に本市と占有者で立会の上、橋脚や外周のフェンス等の破損個所の確認を行うものとする。破損があった場合は、占有者が補修工事を行うこと。
- ⑧ 法、駐車場法（昭和32年法律第106号）、堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）、その他の関係法令を順守すること。
- ⑨ 車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の発行は不可とする。
- ⑩ 当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできない。なお、占有許可の条件に違反した場合は、占有許可を取り消すことがある。
- ⑪ 事務所等の建物の建築は認めない。また、借地借家法の適用はない。
- ⑫ 駐車場や駐車中の車への落書きや投石等による損害については、本市は責任を負わない。

(3) 占有許可の期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで占有を認める。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認する。

(4) 占有料の額及び支払方法

- ① 占有料の額（年額）は、認定入札占有計画の提出者が入札において申し出た額とする。
- ② 土地の価格の上昇又は堺市道路占有料条例（昭和28年条例第9号）別表の占有料の改定に伴い、算出した占有料の額が、落札額を上回った場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収する。
- ③ 占有料の支払いは、初年度の占有料においては、当該年度分を占有の開始までに支払い、次年度以降の占有料においては、各年度分を当該年度の5月31日までに支払うものとする。なお、支払い方法については占有許可の際に説明する。
- ④ 占有開始又は終了の日が年度途中である場合は、同年度の占有料は月割計算とする。この場合において、この期間が1月未満であるとき、又はこの期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。ただし、堺市道路占有料条例が改正され占有料の算定方法が変更された場合は、これに従って占有料を算定する。その他、占有料の算定に関しては堺市道路占有料条例に基づき算定する。
- ⑤ 指定された期日までに占有料が納付されない場合には、堺市道路占有料条例に基づき延滞金を徴収する場合がある。
- ⑥ 既納の占有料は還付しない。占有者に年度途中で占有を終了する事情がある場合も同様である。

8 特記事項

- (1) 駐車場工事は、占用許可後に占用者の負担で行うものとする。工事に伴い必要となる、駐車場法、法、消防法（昭和23年法律第186号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、堺市屋外広告物条例等の許認可手続きを行うこと。駐車場法に基づく路外駐車場及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の届出は、路政課と調整して行い、技術的基準を順守すること。
- (2) 駐車場内の看板は、駐車場の外にはみ出さないよう注意すること。
- (3) 周辺の有料駐車場の経営にも配慮した料金設定とすること。具体には、当該駐車場から半径200m以内の有料駐車場の料金（駐車後24時間最大料金、60分当たりの時間単価、月極料金等）と同等の料金とし、単独で突出した安い料金とはしないこと。
- (4) 現況と同様に、全ての橋脚と信号柱、標識柱（占用区域の南の両端2ヶ所の横断歩道付近）の周囲には車両用防護柵等を設置すること。
- (5) 現況と同様に、駐車場への車両出入口はゲート式のものを、北行き車線（JR上野芝駅方向）に1箇所のみ設けるものとする。追突事故防止のため駐車場敷地内（占用区域内）に車道に沿って進入用通路（入場待ち待機スペース）を設け、車道から駐車場敷地内の進入用通路を経て駐車場出入口ゲートに進入する形態とすること。また、人の出入口は歩道に面してのみ設けること。
- (6) 現況と同様に、駐車場内の車両出入口ゲート付近には、出庫の際に他の車両に注意を喚起させるため警告灯を設置すること。
- (7) 現在、雨水排水用に各橋脚に設置されている排水管とコンクリートトラフがある。駐車場工事の際は、この排水管からの雨水排水先を確保すること（現在設置されているコンクリート製トラフは撤去して、別の方法で排水機能を確保しても構わない）。また、このコンクリート製トラフを再利用する際は、利用中に破損しても本市は責任を負わない。最終雨水枳は占用区域の北西の端にある。
- (8) 敷地内には、雨水管（内径900）のほか、占用区域の南側歩道近くに信号用ハンドホール（警察）、信号用電線管（警察）、標識柱、信号柱、ハンドホール、地中電線管、占用区域の北側歩道近くには信号用ハンドホール（警察）、信号用電線管（警察）、占用区域の東側の車道沿いには水道管がある。駐車場工事の際には、これらを破損させないように注意すること。なお、詳細な埋設位置については堺市上下水道局水道部水道保全課（水道）、同下水道管路部下水道管理課（雨水管）で調査を行うこと。これらの点検のために堺市職員、大阪府警察職員が駐車場内に立ち入り、作業を行うことがある。また、既存のハンドホールや電線管を利用することはできない。
- (9) 現在、電気、水道、ガスの引込みはない。また、照明灯や自動ゲート、料金支払い機等に関する光熱水費は占用者の負担とする。

- (10) 故障や苦情等に24時間対応するコールセンターを設置し、連絡先を駐車場内に表示すること。また、周辺住民や利用者からの苦情等については責任を持って対応すること。本市から苦情の対応要請があった場合も同様とする。
- (11) 駐車場と無関係な飲料等の自動販売機の設置等は認めない。
- (12) 本市が深井高架橋の点検や補修工事を行う場合は協力すること。この際、足場の設置等が必要な場合は、一時駐車場経営の休業を求める場合がある。
- (13) 駐車場区域内における工事着工前からの破損（例：橋脚に設置されている排水管の継目がはずれかけている、ハンドホール蓋の受枠が破損している等）については占用者で駐車場工事の際に補修工事を行うこと。
- (14) 立体駐車場の設置はできない。また、駐車場内はアスファルト舗装とする。
- (15) 本入札占用指針に記載されている埋設物等に関する記載内容に現状と相違がある場合は現状が優先する。また、駐車場予定地内に隠れた瑕疵があることがわかった場合でも、本市は責任を負わない。占用面積や占用料に関する異議は認めない。
- (16) 駐車場工事着工前に、大阪ガスネットワーク（株）に施工通知を提出すること。
- (17) 原則として、対象物件を、現在の占用者が原状回復の上、道路管理者に引き継いだ後に、占用予定者が占用許可手続きを経て、占用開始するが、占用予定者と現在の占用者との話し合いにより、一部の財産を引継ぐことを妨げない。なお、占用予定者と現在の占用者が同一の場合も同様である。ただし、この場合、あらかじめ道路管理者に、引き継ぐ財産について両者の合意書を提出すること。この両者の合意書には、占用予定者が、新たな占用許可期間満了時において、この財産について撤去の責任を負う旨を明記すること。

9 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではない。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはない。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがある。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）により、公開対象となる場合がある。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しない。なお、返却を希望する場合には、入札占用計画を提出する際にその旨を申し出ること。

消防局公告

堺市消防局公告第7号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月23日

堺市消防長 新 子 哲 也

催しの名称 第7回 一輪花 堺花火まつり
開催場所 堺市中区八田寺町320 原池公園
開催期間 令和8年11月1日（日）